

第 3 期 中川町耐震改修促進計画

2021～2025

令和 3 年 3 月

中 川 町

— 目 次 —

第1章 計画の概要	1
1-1 計画の目的及び改訂の背景	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物、対象人口	3
第2章 中川町において想定される地震の規模及び被害の状況	6
2-1 「北海道耐震促進計画」における被害想定	6
2-2 想定地震による揺れ	10
2-3 想定地震による住宅・建築物被害及び人的被害	12
第3章 住宅・耐震化の現状と目標	15
3-1 住宅・耐震化の現状と目標	15
3-2 耐震化の目標設定	23
第4章 耐震化の取組方針	24
4-1 公共建築物	24
4-2 民間住宅・建築物	28
第5章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策	34
5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系	34
5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発及び知識の普及	35

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的及び改訂の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等が原因で多くの尊い命が失われました。国は、この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしましたが、その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大規模地震が頻発したことから平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が定められました。

本町では、北海道が平成18年12月に北海道耐震改修促進計画を策定したことを受けて、平成21年3月に中川町耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）を策定し、住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災では想定を超える巨大な地震と津波により、建物に甚大な被害をもたらし、多くの人命が失われ、住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しました。これを受け、国は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震の被害想定を見直すとともに、これらの地震が最大規模で発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な被害が想定されることから、平成25年11月に耐震改修促進法を再度改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物への耐震診断を義務づけるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

本計画は平成28年2月に改訂し、計画期間や耐震化率の目標値の見直しを行いました。その後、平成28年3月には、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が改正され、住宅・建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95%にすることが目標として示されました。こうした状況を踏まえ、国の基本方針に基づき北海道が平成28年5月に令和2年度までを計画期間とする耐震改修促進計画を見直しました。

このように、住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化したことを受け、北海道及び建築関係団体との連携を図りながら、町民が安心・安全な生活が営まれるように、耐震改修の重要性について、普及啓発を行うとともに、地震による被害を減少させ、町民が安心・安全な生活ができるまちづくりを進めることを目的とし、新たな「中川町耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という）を見直します。

1-2 計画の位置づけ

市町村耐震改修促進計画は、「耐震改修促進法」第6条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

以上を踏まえ、本計画は、耐震改修促進法のほか、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（最終改正 平成30年12月21日）」（以下、「国の指針」という）や

「北海道耐震改修促進計画（平成 28 年 5 月）」（以下、「道計画」という）を踏まえるとともに、「中川町地域防災計画（平成 26 年 9 月）」（以下、「町地域防災計画」という）、第 7 次中川町総合計画（以下、「総合計画」という）、等との整合を図り、本町における住宅をはじめとする建築物の耐震化を進めます。

なお、「道計画」は令和 2 年度を目標年としており、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間とする新たな計画が「北海道耐震改修促進計画（見直し素案）」として策定され、令和 3 年 2 月 3 日から 3 月 2 日までパブリックコメントにて公開されています。本計画の策定にあたり、「住宅・建築物の耐震化の目標」については、この「北海道耐震改修促進計画（見直し素案）」を勘案することとします。

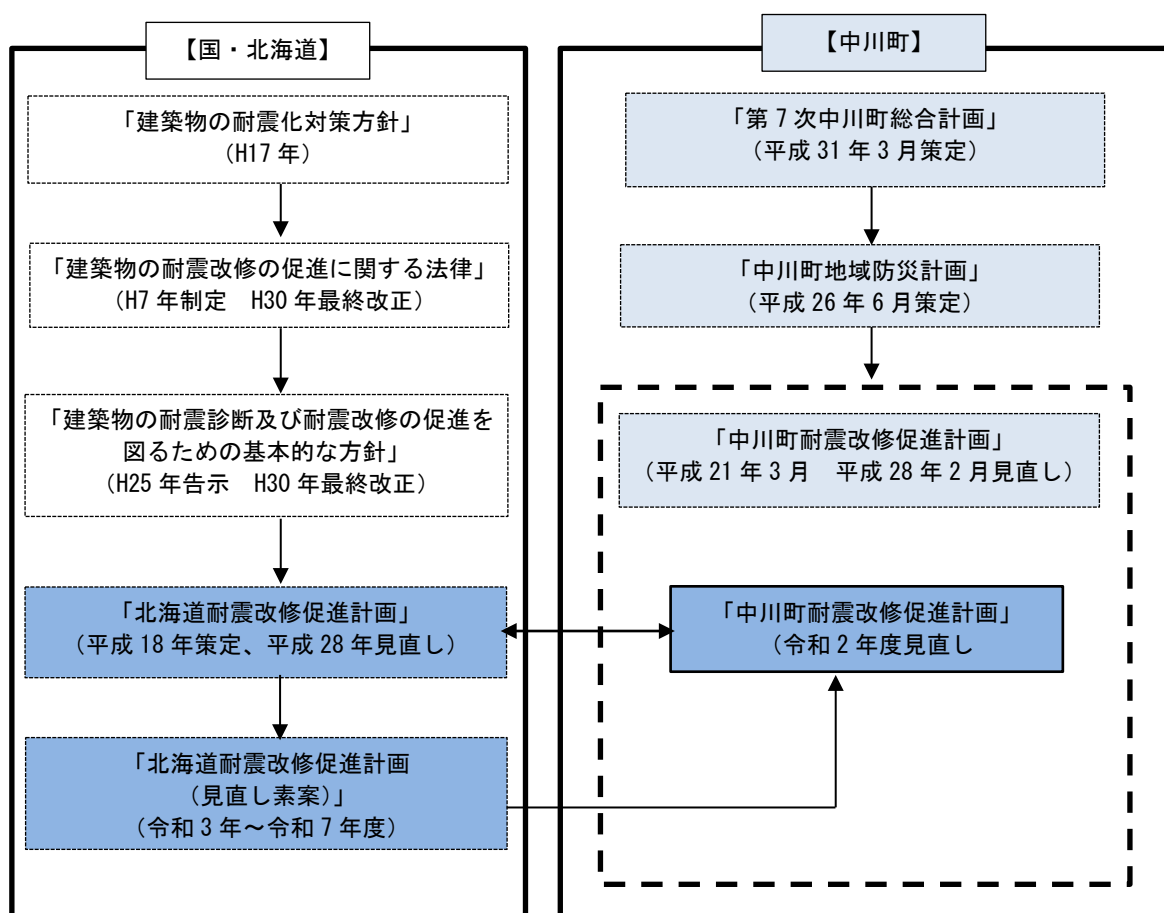


図 1-1 本計画の位置づけ

1-3 計画の期間

次期「道計画」は第 1 回住宅・建築物の耐震化に関する有識者懇話会等にて令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間を計画年として検討が進められています。

本計画の計画年は、「道計画」の検討状況を踏まえ、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。なお、社会・経済状況や関連計画の改訂などに対応するため、必要に応じて本計画内容を見直すものとします。

1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物、対象人口

本計画は本町全域を対象とします。

対象とする建築物は、主として、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準が導入される前の、昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられた建築物とします。

中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、住宅及び以下に示す分類の耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物を、優先的に耐震化を図る必要のある建築物とし、耐震化に努めることとします。

なお、本計画の住宅・建築物、人口のデータは、令和元年 12 月 31 日現在のものとし、この中には、国及び北海道が所有する住宅・建築物は含まないこととします。

表 1-1 本計画の対象となる建築物

項目	棟数	備考
町有住宅・建築物	193	
民間住宅・建築物	1,037	
合計	1,230	

出典：中川町「建築物の耐震化に係る基礎調査」（令和 2 年 1 月 1 日）

表 1-2 本計画の対象となる人口

項目	人数	備考
年齢 0～14 歳	147	
年齢 15～64 歳	748	
年齢 65 歳以上	597	
合計	1,492	

出典：住民基本台帳人口（令和元年 12 月 31 日現在）

【参考：住家の内訳】

項目	合計	民間住宅			公営住宅		
		計	S56年以前	S57年以降	計	S56年以前	S57年以降
戸建て住宅	599	599	300	299	—	—	—
併用住宅	69	69	39	30	—	—	—
共同住宅	141	12	—	12	129	27	102
合計		680	339	341	129	27	102

【参考：非住家の内訳】

項目	総数	S56年以前	S57年以降
民間	357	144	213
公共	64	27	37
合計	421	171	250

【参考：耐震改修促進法第14条関連（抜粋）】

【耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物】

次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの

- ・1号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・2号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・3号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

【参考：耐震改修促進法第14条 第1号及び2号に規定する建築物】

用 途		多数利用建築物の規模要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上 (屋内運動場の面積を含む。)
	上記以外の学校	階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数 1 以上かつ 1,000 ㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
病院、診療所		
劇場、観覧場、映画館、演芸場		
集会場、公会堂		
展示場		
卸売市場		
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
ホテル、旅館		
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿		
事務所		
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数 2 以上かつ 1,000 ㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数 2 以上かつ 500 ㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数 3 以上かつ 1,000 ㎡以上
遊技場		
公衆浴場		
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）		
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		

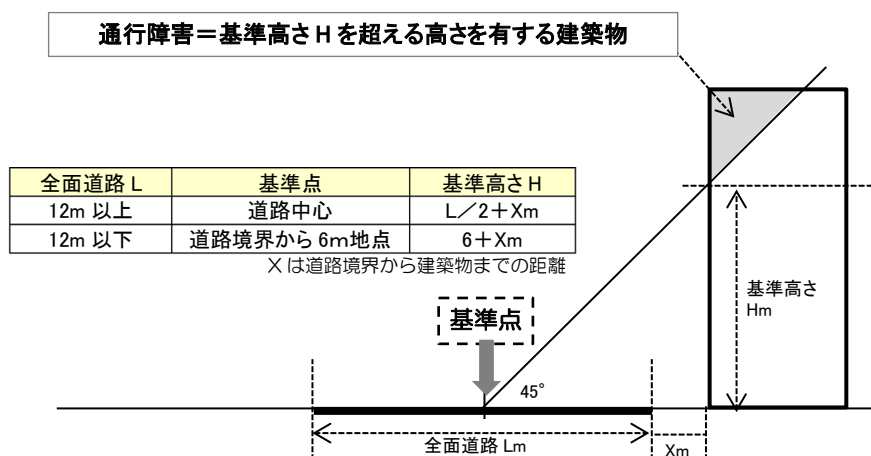
出典：北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）

【参考：耐震改修促進法第14条 第2号に規定する建築物の要件】

危険物の種類	危険物の数量	指示対象の規模要件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ス 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 k m 500 k m 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t	500 ㎡以上
②消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
③危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 ㎡	
④マッチ	300 マッチトン※	
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 ㎡	
⑥圧縮ガス	20 万 ㎡	
⑦液化ガス	2,000 t	
⑧毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇薬 200 t	

※マッチトンは、マッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）7,200 個、約 120 kg

【参考：耐震改修促進法第14条 第3号に規定する建築物】



※前面道路は「北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）」に記載された緊急輸送道路

第2章 中川町において想定される地震の規模及び被害の状況

2-1 「北海道耐震促進計画」における被害想定

道では、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定し、これらのモデルを対象に、地震動の被害想定調査を平成 24 年度から行っています。

本計画の前改訂（平成 28 年 2 月）の後、平成 29 年度には、これまで公表してきた太平洋沿岸（十勝、釧路、根室、渡島、胆振、日高）、日本海沿岸（檜山、後志、石狩、留萌）及びオホーツク海沿岸（宗谷、オホーツク）に加え、本町が該当する内陸部（空知、上川）の地震被害想定調査の結果をとりまとめるとともに、これまで公表してきた地域においても、振興局単位を越える計算結果の整理を行うなど、数値の精査を行った上で、全道版の結果としてとりまとめられています。

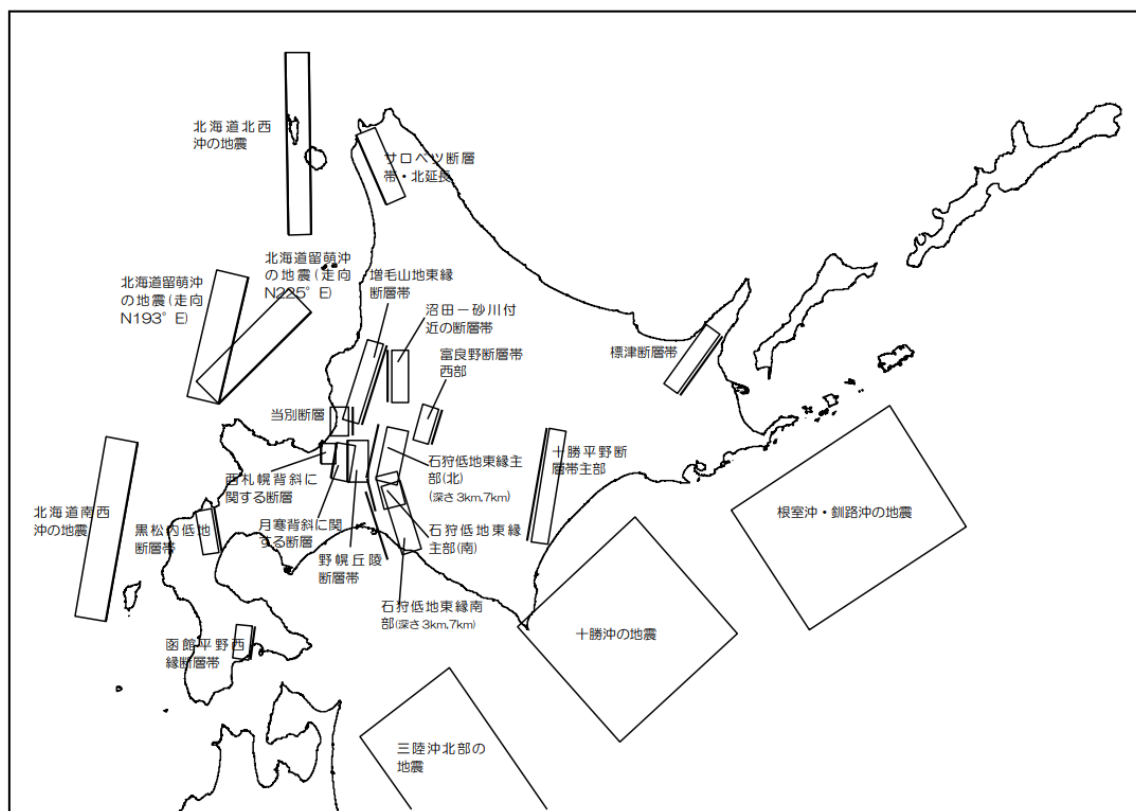


図 2-1 被害想定の対象地震（24 地震 54 断層）

出典：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

表 2-1 24 地震 54 断層モデルの一覧

地震名	断層モデル
標津断層帯	30_1、45_5
十勝平野断層帯主部	45_2、45_5、30_3
富良野断層帯西部	45_3、30_2、30_5
増毛山地東縁断層帯	30_2、45_1、45_2、45_3、45_4、45_5
沼田－砂川付近の断層帯	45_1、45_2、45_3、45_4、30_3、30_4
当別断層帯	30_2、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 7km)	45_1、30_1、30_5
石狩低地東縁断層帯主部(北)(深さ 3km)	45_2、45_3、45_5、30_2
石狩低地東縁断層帯主部(南)(深さ 3km)	45_2、45_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ 7km)	30_5
石狩低地東縁断層帯南部(深さ 3km)	30_2、30_3、30_5
黒松内低地断層帯	45_3、45_4、30_5
函館平野西縁断層帯	45_2、45_3
サロベツ断層帯(断層延長)	30_2、30_3、30_5
西札幌背斜に関連する断層	—
月寒背斜に関連する断層	—
野幌丘陵断層帯	45_1
根室沖・釧路沖の地震	—
十勝沖の地震の地震	—
三陸沖北部の地震	—
北海道北西沖の地震	No. 2、No. 5
北海道南西沖の地震	No. 2
北海道留萌沖(走向 N193° E)の地震	No. 1

出典：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

2-1-1 中川町における地震の想定

本計画の前改訂（平成 28 年 2 月）における想定地震は、「北海道及び中央防災会議の想定地震（海溝型地震）」、「地震調査研究推進本部の想定地震（活断層帯型地震）」、「全国どこでも起こりうる直下の想定地震（直下型地震）」の 3 つの想定を採用しました。

今回の改訂においては、「北海道の地震被害の想定」（平成 30 年 2 月公表）により、本町を含む内陸部の地震想定が精査されたことから、この想定結果に基づくこととします。

これによると、本町の対象となる地震は 54 の地震のうち 46 が想定されています。本計画で被害を検討するための対象地震となるものは、その中から一番被害の大きい「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）」を想定地震として設定します。この地震の震度は 6.5 と想定されています。

なお、北海道の防災対策を検討するための対象地震について計算された 250m メッシュの震度データ（地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」とする）から提供）によると、中川町役場の位置するメッシュにおいて最大震度となる地震も「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）」の地震となっています。

表 2-2 被害想定における中川町での震度

想定地震	地表における震度 (評価単位最大)
1. 標津断層帯（モデル 30_1）の地震	—
2. 標津断層帯（モデル 45_5）の地震	—
3. 十勝平野断層帯主部（モデル 30_3）の地震	4.6
4. 十勝平野断層帯主部（モデル 45_2）の地震	4.0
5. 十勝平野断層帯主部（モデル 45_5）の地震	4.6
6. 富良野断層帯西部（モデル 30_2）の地震	4.4
7. 富良野断層帯西部（モデル 30_5）の地震	4.1
8. 富良野断層帯西部（モデル 45_3）の地震	4.2
9. 増毛山地東縁断層帯（モデル 30_2）の地震	5.3
10. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_1）の地震	4.9
11. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_2）の地震	5.3
12. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_3）の地震	4.8
13. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_4）の地震	5.2
14. 増毛山地東縁断層帯（モデル 45_5）の地震	4.5
15. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 30_3）の地震	4.9
16. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 30_4）の地震	4.6
17. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_1）の地震	4.8
18. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_2）の地震	4.4
19. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_3）の地震	4.9
20. 沼田－砂川付近の断層帯（モデル 45_4）の地震	4.6
21. 当別断層帯（モデル 30_2）の地震	4.1
22. 当別断層帯（モデル 30_5）の地震	4.1
23. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_1）の地震	4.5
24. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 30_5）の地震	4.6
25. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 7km、モデル 45_1）の地震	4.5
26. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 30_2）の地震	4.1
27. 石狩低地東縁断層帯主部（北）（断層上端深さ 3km、モデル 45_2）の地震	4.1

(前表より続く)

想定地震	地表における震度 (評価単位最大)
28. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (断層上端深さ 3km、モデル 45_3) の地震	4.6
29. 石狩低地東縁断層帯主部 (北) (断層上端深さ 3km、モデル 45_5) の地震	4.6
30. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (断層上端深さ 3km、モデル 45_2) の地震	3.7
31. 石狩低地東縁断層帯主部 (南) (断層上端深さ 3km、モデル 45_5) の地震	4.0
32. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端深さ 7km、モデル 30_5) の地震	4.5
33. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端深さ 3km、モデル 30_2) の地震	4.1
34. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端深さ 3km、モデル 30_3) の地震	4.3
35. 石狩低地東縁断層帯南部 (断層上端深さ 3km、モデル 30_5) の地震	4.5
36. 黒松内低地断層帯 (モデル 30_5) の地震	—
37. 黒松内低地断層帯 (モデル 45_3) の地震	—
38. 黒松内低地断層帯 (モデル 45_4) の地震	—
39. 函館平野西縁断層帯 (モデル 45_2) の地震	—
40. 函館平野西縁断層帯 (モデル 45_3) の地震	—
41. サロベツ断層帯 (北延長、モデル 30_2) の地震	6.5
42. サロベツ断層帯 (北延長、モデル 30_3) の地震	6.3
43. サロベツ断層帯 (北延長、モデル 30_5) の地震	5.9
44. 西札幌背斜に関連する断層の地震	3.7
45. 月寒背斜に関連する断層の地震	4.2
46. 野幌丘陵断層帯 (モデル 45_1) の地震	4.4
47. 根室沖・釧路沖の地震	—
48. 十勝沖の地震	5.2
49. 三陸沖北部の地震	4.9
50. 北海道北西沖 (モデル No. 2) の地震	5.9
51. 北海道北西沖 (モデル No. 5) の地震	5.8
52. 北海道南西沖 (モデル No. 2) の地震	4.6
53. 北海道留萌沖 (走向 N193° E、モデル No. 1) の地震	5.1
54. 北海道留萌沖 (走向 N225° E、モデル No. 2) の地震	5.6

出典：北海道「全道の地震被害想定調査結果」(H30 年 2 月公表)

2-2 想定地震による揺れ

サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）の地震による揺れは、「北総研」により 250mメッシュにて分布図が作成されています。

これによると、町の北部域では震度 6 以上の揺れとなり、南部においても震度 4 以上の揺れが想定されています。

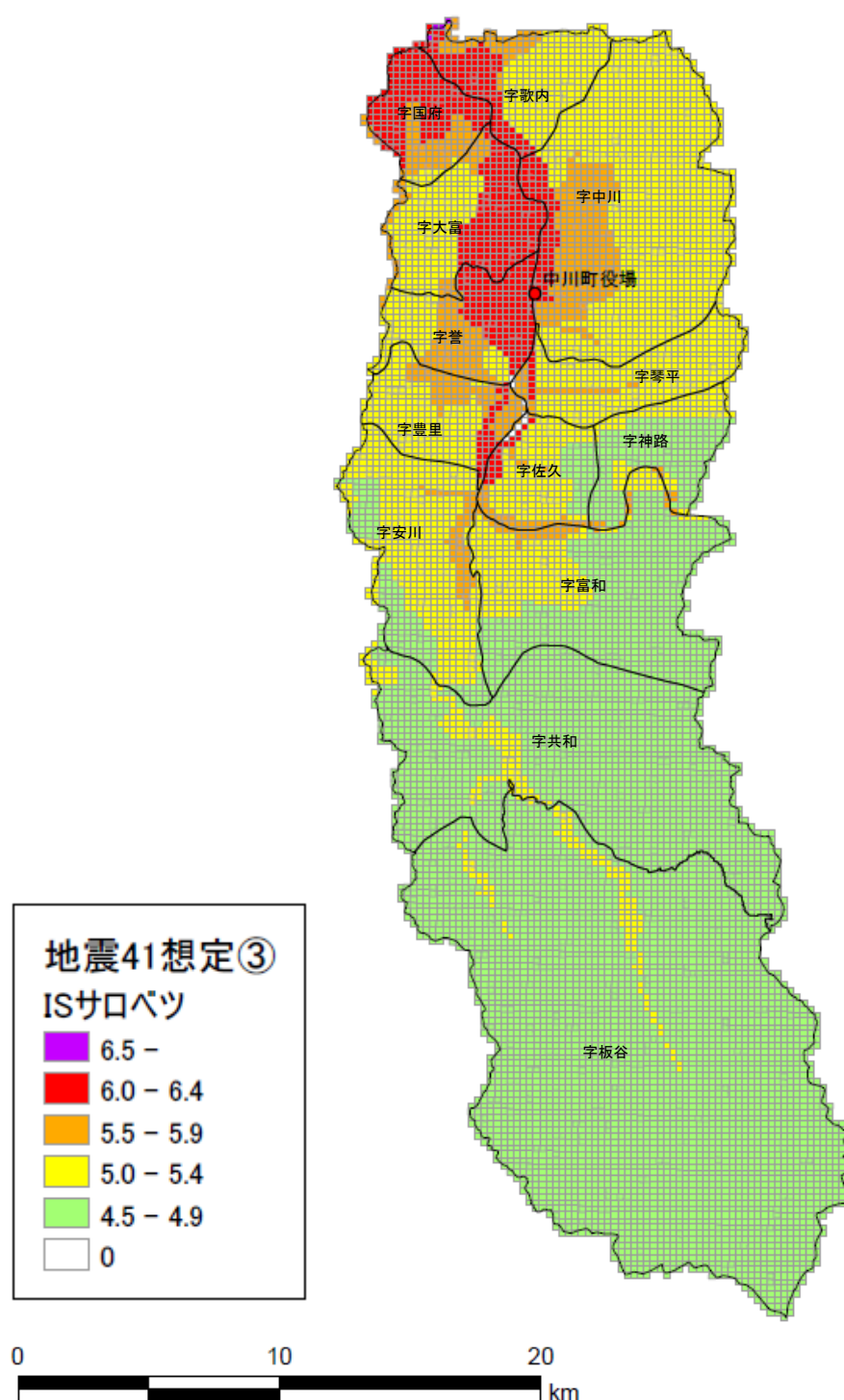


図 2-2 「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）」の地震による「250mメッシュの想定震度分布」

2-2-1 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、想定地震による各地区の震度を重ね合わせ、最大となる震度を抽出し表示したものです。

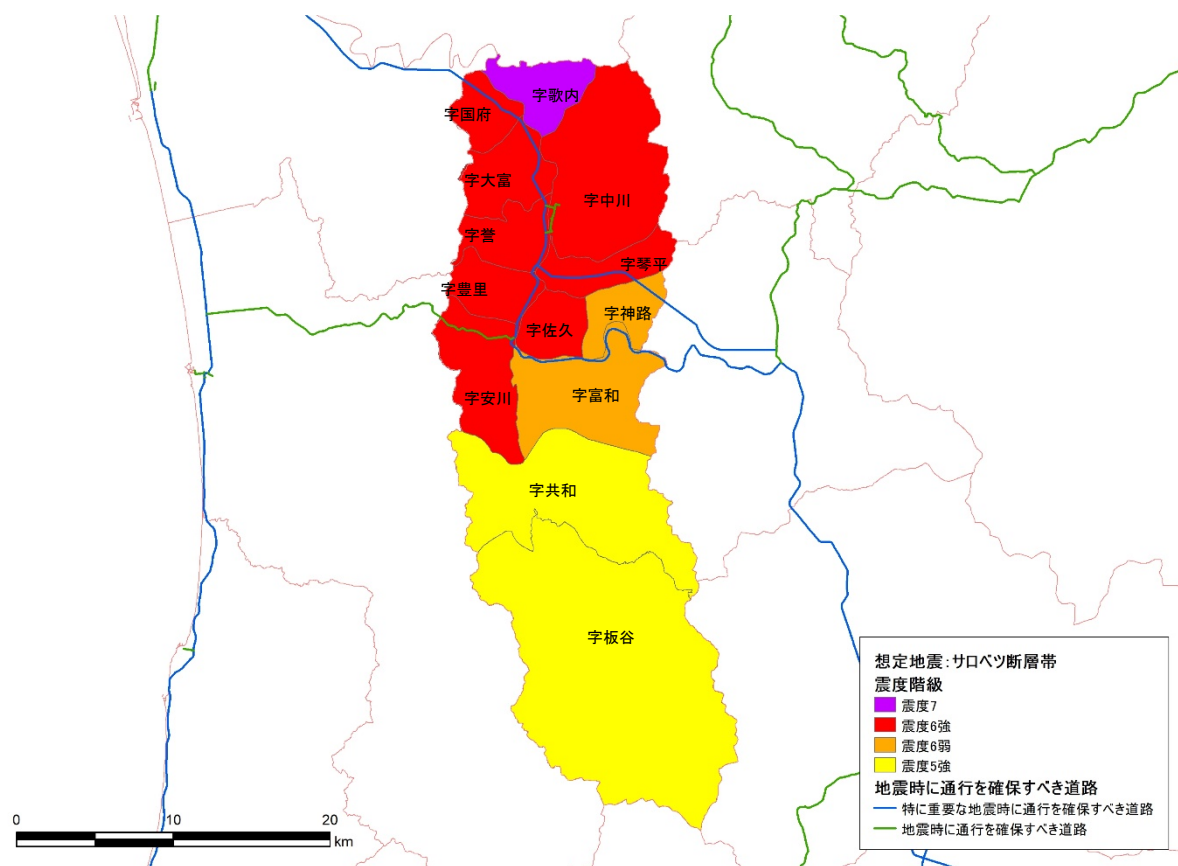


図 2-3 揺れやすさマップ

【参考：計測震度と震度階級の関係】

気象庁の震度階級	震度 4 以下	震度 5 弱	震度 5 強	震度 6 弱	震度 6 強	震度 7
計測震度	－4.4	4.5－4.9	5.0－5.4	5.5－5.9	6.0－6.4	6.5－

出典：独立行政法人北海道立総合研究機構北方建築総合研究所「市町村揺れやすさマップ解説書」

2-3 想定地震による住宅・建築物被害及び人的被害

2-3-1 建築物の被害予測

(1) 想定地震による地域建物危険度マップ

想定地震の震度と地域毎の建物構造別・建築年次別の値から、地域毎に全壊する建物の数を算出し、地域建物危険度マップを作成しました。

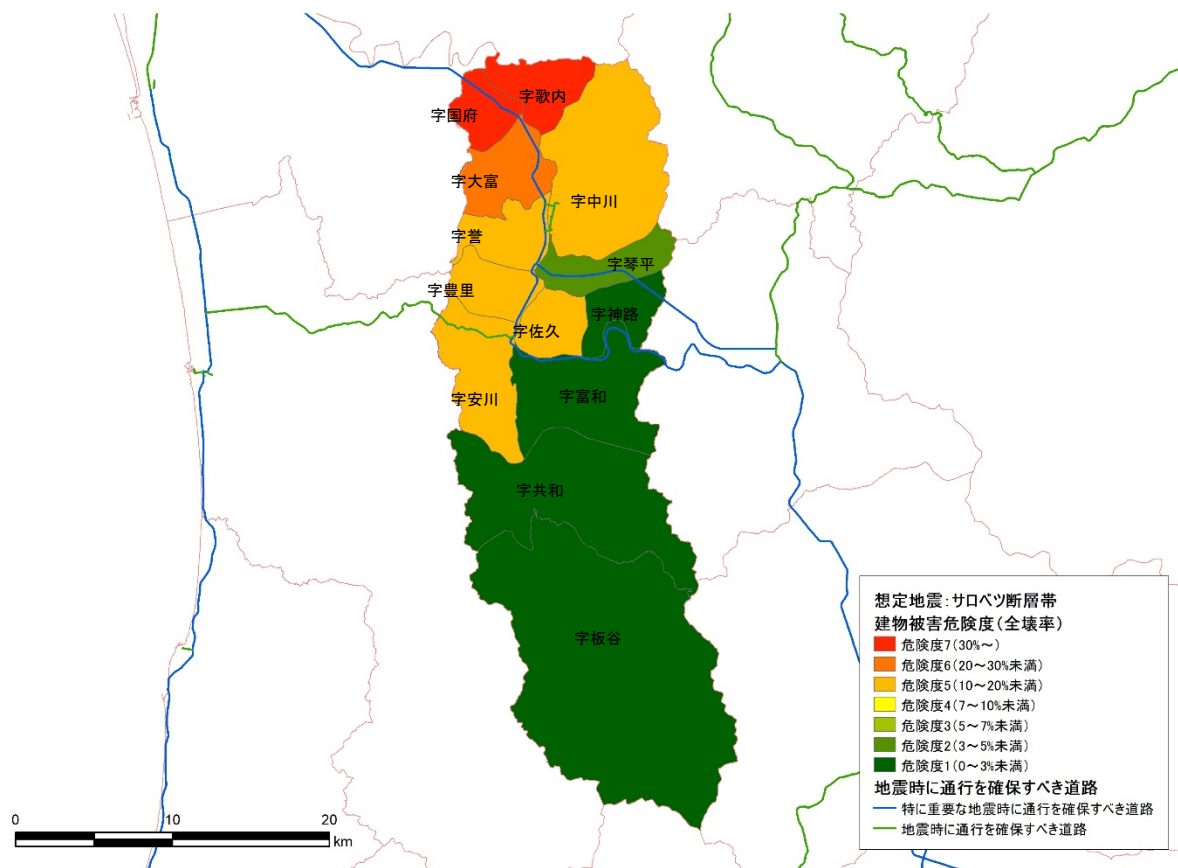


図 2-4 想定地震による建物被害分布図

(2) 建築物の被害推計結果

北海道が平成 30 年 2 月に公表した全道の地震被害想定調査結果では、「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）」の地震」による本町での建物被害は冬の早朝と冬の夕方に全壊棟数で 53 棟、半壊棟数で 152 棟、夏の昼間に全壊棟数で 21 棟、半壊棟数で 74 棟となっています。

表 2-3 中川町における地震被害想定結果（北海道による被害想定）

被害想定項目	項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
揺れによる建物被害	全壊棟数	53 棟	21 棟	53 棟
	半壊棟数	151 棟	73 棟	151 棟
液状化による建物被害	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
急傾斜地崩壊による 建物被害	全壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
	半壊棟数	1 棟未満	1 棟未満	1 棟未満
計	全壊棟数	53 棟	21 棟	53 棟
	半壊棟数	152 棟	74 棟	152 棟

出典：北海道「全道の地震被害想定調査結果」（平成 30 年 2 月公表）

2-3-2 人的被害

北海道が平成 30 年 2 月に公表した全道の地震被害想定調査結果では、「41. サロベツ断層帯（北延長、モデル 30_2）」の地震による本町での揺れによる人的被害は「冬の早朝」に重傷者数 1 人、軽傷者数 12 人となっています。また、避難所生活者数は 306 人、避難所外避難者数は 165 人、避難者数は総体で 471 人となっています。

表 2-4 中川町における人的被害推定結果（北海道による被害想定）

被害想定項目	項目	冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	揺れによる重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	揺れによる軽傷者数	12 人	3 人	9 人
急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	急傾斜地崩壊による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
火災被害による人的被害	火災による死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災による重傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	火災による軽傷者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
計	死者数	1 人未満	1 人未満	1 人未満
	重傷者数	1 人	1 人未満	1 人未満
	軽傷者数	12 人	3 人	9 人
避難者数	避難所生活者数	306 人	266 人	306 人
	避難所外避難者数	165 人	143 人	165 人
	避難者数計	471 人	409 人	471 人

出典：北海道「全道の地震被害想定調査結果」（平成 30 年 2 月公表）

第3章 住宅・耐震化の現状と目標

3-1 住宅・耐震化の現状と目標

3-1-1 耐震化の現状

(1) 住宅の状況

① 町有住宅

町有住宅は合計 121 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 17 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅は 104 棟です。

昭和 56 年以前に建設された住宅のうち耐震性が確認されている住宅は 11 棟であることから、耐震性を有する住宅は全体で 115 棟であり、現状の耐震化率は 95.0%となっています。

表 3-1 公共住宅における耐震化の現状

単位:棟

住宅の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の住宅			昭和57年以降 の住宅 E	耐震性を有 する住宅 F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 C	耐震性無 ・未確認 D				
公営住宅等	63	6	6	0	57	63	100.0%	
町職員住宅	34	7	4	3	27	31	91.2%	
教員住宅	19	4	1	3	15	16	84.2%	
多目的職員住宅	5	0	0	0	5	5	100.0%	
合計	121	17	11	6	104	115	95.0%	

※公営住宅等は合計63棟(公営・特公:62棟、町単独:1棟)、公営住宅等長寿命化計画(R2.3)より

※教員住宅は移住用を含む

※教員住宅のうち安川の3棟については、現在未使用のため計上せず

表 3-2 町有住宅の構造種別における耐震化の現状

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		合計		備考
		棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	棟数	割合(%)	
公営住宅等	耐震性無・未確認	—	—	—	—	—	—	
	耐震性有	22	18.2%	41	33.9%	63	52.1%	
町職員住宅	耐震性無・未確認	—	—	3	2.5%	3	2.5%	
	耐震性有	31	25.6%	—	—	31	25.6%	
教員住宅	耐震性無・未確認	3	2.5%	—	—	3	2.5%	
	耐震性有	13	10.7%	3	2.5%	16	13.2%	
多目的職員住宅	耐震性無・未確認	—	—	—	—	—	—	
	耐震性有	3	2.5%	2	1.7%	5	4.1%	
合計	耐震性無・未確認	3	2.5%	3	2.5%	6	5.0%	
	耐震性有	69	57.0%	46	38.0%	115	95.0%	
		72	59.5%	49	40.5%	121	100.0%	

② 民間住宅

本町の民間住宅は 680 棟であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 339 棟、昭和 57 年以降に建設された住宅は 341 棟です。

耐震性については昭和 56 年以前に建設された住宅をすべて耐震性なしと判定した場合、耐震性を有する住宅は 341 棟であり、現状の耐震化率は 50.1%となります。

表 3-3 民間住宅における耐震化の現状

住宅の種類	総数 A=B+E	昭和 56 年以前の住宅		昭和 57 年以降の住宅 E	耐震性を有する住宅 F=C+E	耐震化率 (%) G=F/A×100
		B=C+D	耐震性を有する住宅 C			
専用住宅	599	300	－	299	299	49.9
併用住宅	69	39	－	30	30	43.5
共同住宅	12	－	－	12	12	100.0
合計	680	339	－	341	341	50.1

表 3-4 民間住宅の構造種別における耐震化の現状

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		合計	
		棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)
専用住宅	耐震性なし	221	32.5	79	26.3	300	44.1
	耐震性あり	299	44.0	－	－	299	44.0
併用住宅	耐震性なし	39	5.7	－	－	39	5.7
	耐震性あり	30	4.4	－	－	30	4.4
共同住宅	耐震性なし	－	－	－	－	－	－
	耐震性あり	9	1.3	3	25.0	12	1.8
合計	耐震性なし	260	38.2	79	23.3	339	49.9
	耐震性あり	338	49.7	3	0.9	341	50.1
	計	598	87.9	82	12.1	680	100.0

一方、昭和 56 年以前に建設された住宅であっても耐震補強工事がなされたものもある可能性もあり、平成 28 年度第 1 回全道住宅建築物耐震改修促進会議では戸建て住宅にあっては昭和 56 年以前のストックの 24%（道内実績）、マンションにあっては 89%（道内実績）が耐震性を有するものと推計されていると報告しています。この耐震改修率を本町に当てはめて試算すると、耐震性を有する住宅は 422 棟であり、現状の耐震化率は 62.1%となります。

表 3-5 民間住宅の構造種別における耐震化の現状（「昭和 56 年以前の耐震改修率」を勘案）

住宅の 種類	総数			木造			非木造		
	S56 年以前		S57 年 以降	S56 年以前		S57 年 以降	S56 年以前		S57 年 以降
	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり
(耐震化率)		(76%)	(24%)	(100%)		(76%)	(24%)	(100%)	
戸建住宅	599	228	72	299	520	168	53	299	79
併用住宅	69	30	9	30	69	30	9	30	-
(耐震化率)		(11%)	(89%)	(100%)		(11%)	(89%)	(100%)	
共同住宅	12	-	-	12	9	-	-	9	3
合計	680	258	81	341	598	198	62	338	82

表 3-6 民間住宅の構造種別における耐震化の現状（「昭和 56 年以前の耐震改修率」を勘案）

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		合計	
		棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)
専用住宅	耐震性なし	168	24.7	60	26.3	228	33.5
	耐震性あり	352	51.8	19	5.1	371	54.6
併用住宅	耐震性なし	30	4.4	-	-	30	4.4
	耐震性あり	39	5.7	-	-	39	5.7
共同住宅	耐震性なし	-	-	-	-	-	-
	耐震性あり	9	1.3	3	25.0	12	1.8
合計	耐震性なし	198	29.1	60	23.3	258	37.9
	耐震性あり	400	58.8	22	5.2	422	62.1
	計	598	87.9	82	12.1	680	100.0

(2) 特定既存耐震不適格建築物の状況

耐震改修促進法の第 14 条に該当する「特定既存耐震不適格建築物」は、次に掲げる既存耐震不適格建築物が該当します。

【耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存不適格建築物】

- ・ 1 号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・ 2 号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・ 3 号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

① 1 号に該当する建築物

1 号に該当する建築物は、公共建築物が 5 棟あり、昭和 56 年以前に建設された建築物は 2 棟（耐震性あり）、昭和 57 年以降に建設された建築物は 3 棟となっています。

したがって、全てが耐震性を有しており、現状の耐震化率は 100.0%となっています。なお、民間建築物に該当建築物はありません。

表 3-7 「1 号建築物」における耐震化の現状

建築物の種類		総数	昭和56年以前の建築物 うち、耐震性を有するもの		昭和57年以降の建築物	耐震性を有する建築物	耐震化率	備考
1	学校	2	2	2	0	2	100.0%	中央小、中川中
2	体育館	1	0	0	1	1	100.0%	トレーニングセンター
3	ホテル	1	0	0	1	1	100.0%	ホンピロアクアリスイング
4	水泳場	-	-	-	-	-	-	
5	診療所	-	-	-	-	-	-	
6	庁舎	-	-	-	-	-	-	
7	福祉施設	-	-	-	-	-	-	
8	会館・集会所	1	0	0	1	1	100.0%	生涯学習センター
9	事務所	-	-	-	-	-	-	
10	作業所	-	-	-	-	-	-	
11	博物館	-	-	-	-	-	-	
12	店舗	-	-	-	-	-	-	
13	用途未定	-	-	-	-	-	-	
14	浄水場	-	-	-	-	-	-	
15	下水処理施設	-	-	-	-	-	-	
合計		5	2	2	3	5	100.0%	

② 2号に該当する建築物

全てが民間建築物で合計3棟あり、全てが昭和57年以降に建設された建築物となっています。したがって、耐震性を有しており耐震化率は100.0%となっています。

表 3-8 「2号建築物」における耐震化の現状

建築物の種類	総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物	耐震性を有する建築物	耐震化率	備考
			うち、耐震性を有するもの				
ガソリンスタンド	3	-	-	3	3	100.0%	
合計	3	0	0	3	3	100.0%	

③ 3号に該当する建築物

北海道耐震改修促進計画（平成28年5月）では、地震発生の直後から災害拠点間の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画に指定する道路を、耐震改修促進法第5条第3項第3号による「地震時に通行を確保すべき道路」として指定しています。

中川町においては、3号にあたる建築物はみられません。

平成28年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図(4711:中川町)

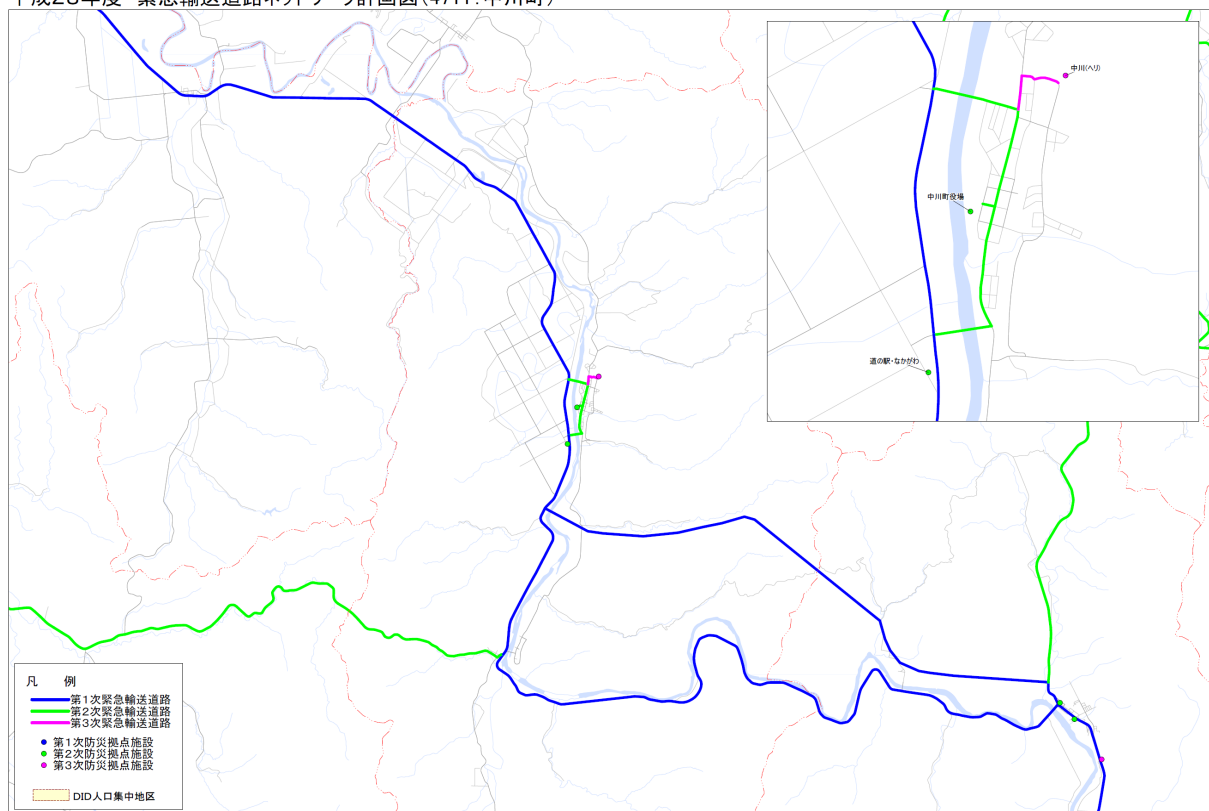


図 3-1 平成28年度緊急輸送道路ネットワーク計画図

出典：北海道「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画図」

(3) 住宅以外の公共建築物の状況

住宅以外の公共建築物は合計 45 棟であり、昭和 56 年以前の建築物が 9 棟、昭和 57 年以降の建築物が 36 棟となっています。

昭和 56 年以前のうち 5 棟が耐震性を有していることから、耐震性のある建物は 41 棟であり、耐震化率は 91.1%となっています。

表 3-9 住宅以外の公共建築物における耐震化の現状

建築物の種類		総数	昭和56年以前の建築物	昭和57年以降の建築物	耐震性を有する建築物	耐震化率	備考	
			うち、耐震性を有するもの					
1	学校	2	2	2	0	2	100.0%	
2	体育館	1	－	－	1	1	100.0%	
3	ホテル	1	－	－	1	1	100.0%	
4	水泳場	1	－	－	1	1	100.0%	
5	診療所	2	－	－	2	2	100.0%	
6	庁舎	3	－	－	3	3	100.0%	
7	福祉施設	3	1	1	2	3	100.0%	
8	会館・集会所	19	4	2	15	17	89.5%	耐震性無・未確認は以下の2施設 ・旧中川児童センター ・旧佐久保育所
9	事務所	3	1	0	2	2	66.7%	耐震性無・未確認: 牧場事務所
10	作業所	1	0	0	1	1	100.0%	
11	博物館	1	0	0	1	1	100.0%	
12	店舗	1	0	0	1	1	100.0%	
13	用途未定	1	1	0	0	0	0.0%	耐震性無・未確認は以下の施設 ・旧佐久小学校
14	浄水場	4	0	0	4	4	100.0%	佐久浄水場はR元に建替済み
15	下水処理施設	2	0	0	2	2	100.0%	
合計		45	9	5	36	41	91.1%	

(4) ライフライン施設における耐震化の現状

公共建築物におけるライフライン施設は 6 棟であり、全てが耐震性を有しており耐震化率は 100.0%となっています。

表 3-10 ライフライン施設(公共建築物)の耐震化の現状

建築物の種類	総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降 の建築物	耐震性を有 する建築物	耐震化率	備考
			うち、耐震性 を有するもの				
浄水場	4	0	0	4	4	100.0%	
下水処理施設	2	0	0	2	2	100.0%	
合計	6	0	0	6	6	100.0%	

(5) 避難施設における耐震化の現状

避難施設は全て町有施設であり、合計で 12 棟あります。

うち、昭和 56 年以前の建築物が 2 棟ありますが、何れも耐震性を有しています。

従って、全ての建物が耐震性を有しており耐震化率は 100.0%となっています。

表 3-11 避難施設の耐震化の現状

建築物の種類		総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年 以降 の建築物	耐震性を有 する建築物	耐震化率	備考
				うち、耐震性 を有するもの				
1	学校	1	1	1	0	1	100.0%	
2	体育館	-	-	-	-	-	-	
3	ホテル	1	0	0	1	1	100.0%	
4	水泳場	-	-	-	-	-	-	
5	診療所	-	-	-	-	-	-	
6	庁舎	-	-	-	-	-	-	
7	福祉施設	1	0	0	1	1	100.0%	
8	会館・集会所	7	1	1	6	7	100.0%	
9	事務所	-	-	-	-	-	-	
10	作業所	-	-	-	-	-	-	
11	博物館	1	0	0	1	1	100.0%	
12	店舗	1	0	0	1	1	100.0%	
13	用途未定	-	-	-	-	-	-	
14	浄水場	-	-	-	-	-	-	
15	下水処理施設	-	-	-	-	-	-	
合計		12	2	2	10	12	100.0%	

表 3-12 避難施設の一覧

建築物の種類		施設名称	構造	階数	延床面積 (㎡)	建設年次	昭和56年以前の建築物 うち、耐震性あり	昭和57年以降の建築物	耐震性あり	備考	
1	学校	中川町立中川中学校	RC	2	3199.63	S51	○	○	-	○	H22に耐震改修実施
2	体育館	-				-	-	-	-	-	-
3	ホテル	ポンピラアクアリズイング	RC	6	4200	H5	-	-	○	○	-
4	水泳場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	診療所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	庁舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	福祉施設	保健福祉センターぬくもり	RC	2	1,549	H12	-	-	○	○	-
8	会館・集会所	寿の家	W	1	321.16	S63	-		○	○	-
		佐久ふるさと伝承館	W	2	452.12	H2	-		○	○	-
		生涯学習センターちやいむ	RC	3	4477.84	S63	-		○	○	-
		国府農作業管理休養施設	W	1	82.91	S56.6	-		○	○	新耐震対応
		大富一農作業管理休養施設	W	1	82.91	S56.6	-		○	○	新耐震対応
		安川一集会センター	W	1	42.12	S58	-		○	○	-
		共和地区集会センター	W	1	169.49	S54	○	○	-	○	H21に耐震診断実施
9	事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
10	作業所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
11	博物館	エコミュージアムセンター	RC	2	2760.26	H13	-	-	○	○	-
12	店舗	道の駅なかがわ	S	1	442.37	H14	-	-	○	○	-
13	用途未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	浄水場	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	下水処理施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		12施設				-	2施設	2施設	10施設	12施設	-

3-2 耐震化の目標設定

本計画の平成 28 年 2 月改訂時においては、平成 27 年度末の公共住宅・建築物の耐震化率が 90.4%、民間住宅・建築物の耐震化率が 32.3%である現状を踏まえ、平成 32 年度（令和 2 年度）までに、公共住宅・建築物の耐震化率を 100%、民間住宅・建築物の耐震化率を少なくとも 95% にすることを目標としました。

この目標と上位計画との整合性についてみると、「国土強靱化アクションプラン 2015（平成 27 年 6 月、国土強靱化推進本部決定）」における重要業績指標（住宅及び建築物の耐震化率を平成 32 年度までに 95%）や「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針最終改正平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号」における住宅及び多数利用建築物の耐震化率（平成 32 年までに少なくとも 95%）に整合した目標となっていました。

本計画における耐震化率の目標は、「北海道耐震改修促進計画（見直し素案）（令和 3 年 4 月）」の内容を踏まえ、公共住宅・民間住宅は 95%（令和 12 年度、おおむね解消）、多数利用建築物はおおむね解消とします。

第4章 耐震化の取組方針

4-1 公共建築物

4-1-1 住宅

公共住宅は121棟であり、昭和56年以前に建設された住宅は17棟、昭和57年以降に建設された住宅は104棟となっています。

昭和56年以前に建設された住宅のうち、耐震性のある住宅は11棟となっていることから、耐震性を有する住宅は合計で115棟、耐震化率は95.0%となっています。

既に目標である95%に到達していますが、耐震性が確認されていない住宅6棟については、除却とともに、耐震診断の実施結果に基づいた改修や建替などを通して、耐震化率100%に向けて取り組んでいきます。

表 4-1 公共住宅における耐震化の現状

単位:棟

住宅の種類	総数 A=B+E	昭和56年以前の住宅			昭和57年以降 の住宅 E	耐震性を有 する住宅 F=C+E	耐震化率 G=F/A	今後の対応
		B=C+D	耐震性有 C	耐震性無 ・未確認 D				
公営住宅等	63	6	6	0	57	63	100.0%	
町職員住宅	34	7	4	3	27	31	91.2%	・3棟除却予定
教員住宅	19	4	1	3	15	16	84.2%	・3棟耐震診断予定
多目的職員住宅	5	0	0	0	5	5	100.0%	
合計	121	17	11	6	104	115	95.0%	

※公営住宅等は合計63棟(公営・特公:62棟、町単独:1棟)、公営住宅等長寿命化計画(R2.3)より

※教員住宅は移住用を含む

※教員住宅のうち安川の3棟については、現在未使用のため計上せず

表 4-2 昭和 56 年以前の公共住宅の状況

区分	団地名等	棟番号	構造	階数	建設年度	管理戸数	耐震診断		耐震改修		耐震化状況	備考
							状況	診断年	状況	改修年		
公営住宅等	中央団地	19号棟	CB	1	S56	3	済	H18	-	-	耐震性あり	
		20号棟	CB	1	S56	3	済	H18	-	-	耐震性あり	
	ひばり団地	2号棟	CP	1	S53	4	済	H18	-	-	耐震性あり	
		4号棟	CP	1	S53	4	済	H18	-	-	耐震性あり	
		5号棟	CP	1	S54	4	済	H18	-	-	耐震性あり	
		7号棟	CP	1	S54	2	済	H18	-	-	耐震性あり	
	小計	6棟	-	-	-	20	-	-	-	-	-	
町職員住宅	5区-3	-	W	1	S53	1	済	H21	-	-	耐震性あり	
	5区-4	-	W	1	S53	1	済	H21	-	-	耐震性あり	
	5区-5	-	W	1	S53	1	済	H21	-	-	耐震性あり	
	5区-6	-	W	1	S53	1	済	H21	-	-	耐震性あり	
	牧場住宅1	-	CB	1	S53	1	-	-	-	-	-	除却予定
	牧場住宅2	-	CB	1	S53	1	-	-	-	-	-	除却予定
	牧場住宅3	-	CB	1	S53	1	-	-	-	-	-	除却予定
	小計	7棟	-	-	-	7	-	-	-	-	-	
教員住宅	佐久-1	-			S55	1	済	H21	-	-	耐震性あり	
	安川-7	-			S46	1	-	-	-	-	-	耐震診断予定
	安川-8	-			S52	1	-	-	-	-	-	耐震診断予定
	安川-9	-			S52	1	-	-	-	-	-	耐震診断予定
	小計	4棟	-	-	-	4	-	-	-	-	-	
合計		17棟	-	-	-	31	-	-	-	-	-	

4-1-2住宅以外の公共建築物

公共住宅以外の建築物は45棟であり、昭和56年以前に建設された建築物は9棟、昭和57年以降に建設された建築物は36棟です。

昭和56年以前に建設された建築物のうち耐震性を有するものは5棟あり、全体で耐震性を有する建築物は41棟、現状の耐震化率は91.1%となっています。

目標年次までに耐震化率100%を目指していくことから、耐震性が確認されていない4棟については、今後の施設の利用方針を検討し、継続利用する施設は国の補助事業を活用し耐震診断を実施し、耐震性が不十分な場合は耐震補強又は建替えを検討していきます。また、利用しない施設については、除却を検討します。

表 4-3 住宅以外の公共建築物における耐震化の現状（再掲）

建築物の種類	総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降の建築物	耐震性を有する建築物	耐震化率	備考
			うち、耐震性を有するもの				
1 学校	2	2	2	0	2	100.0%	
2 体育館	1	-	-	1	1	100.0%	
3 ホテル	1	-	-	1	1	100.0%	
4 水泳場	1	-	-	1	1	100.0%	
5 診療所	2	-	-	2	2	100.0%	
6 庁舎	3	-	-	3	3	100.0%	
7 福祉施設	3	1	1	2	3	100.0%	
8 会館・集会所	19	4	2	15	17	89.5%	耐震性無・未確認は以下の2施設 ・旧中川児童センター ・旧佐久保育所
9 事務所	3	1	0	2	2	66.7%	耐震性無・未確認：牧場事務所
10 作業所	1	0	0	1	1	100.0%	
11 博物館	1	0	0	1	1	100.0%	
12 店舗	1	0	0	1	1	100.0%	
13 用途未定	1	1	0	0	0	0.0%	耐震性無・未確認は以下の施設 ・旧佐久小学校
14 浄水場	4	0	0	4	4	100.0%	佐久浄水場はR元に建替済み
15 下水処理施設	2	0	0	2	2	100.0%	
合計	45	9	5	36	41	91.1%	

4-1-3 ライフライン施設

公共建築物におけるライフライン施設の耐震化率については、現状で既に 100.0%となっています。

表 4-4 ライフライン施設(公共建築物)の耐震化の現状(再掲)

建築物の種類	総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年以降 の建築物	耐震性を有 する建築物	耐震化率	備考
			うち、耐震性 を有するもの				
浄水場	4	0	0	4	4	100.0%	
下水処理施設	2	0	0	2	2	100.0%	
合計	6	0	0	6	6	100.0%	

4-1-4 避難所

避難施設の耐震化については、現状で既に 100.0%となっています。

表 4-5 避難施設における耐震化の状況(再掲)

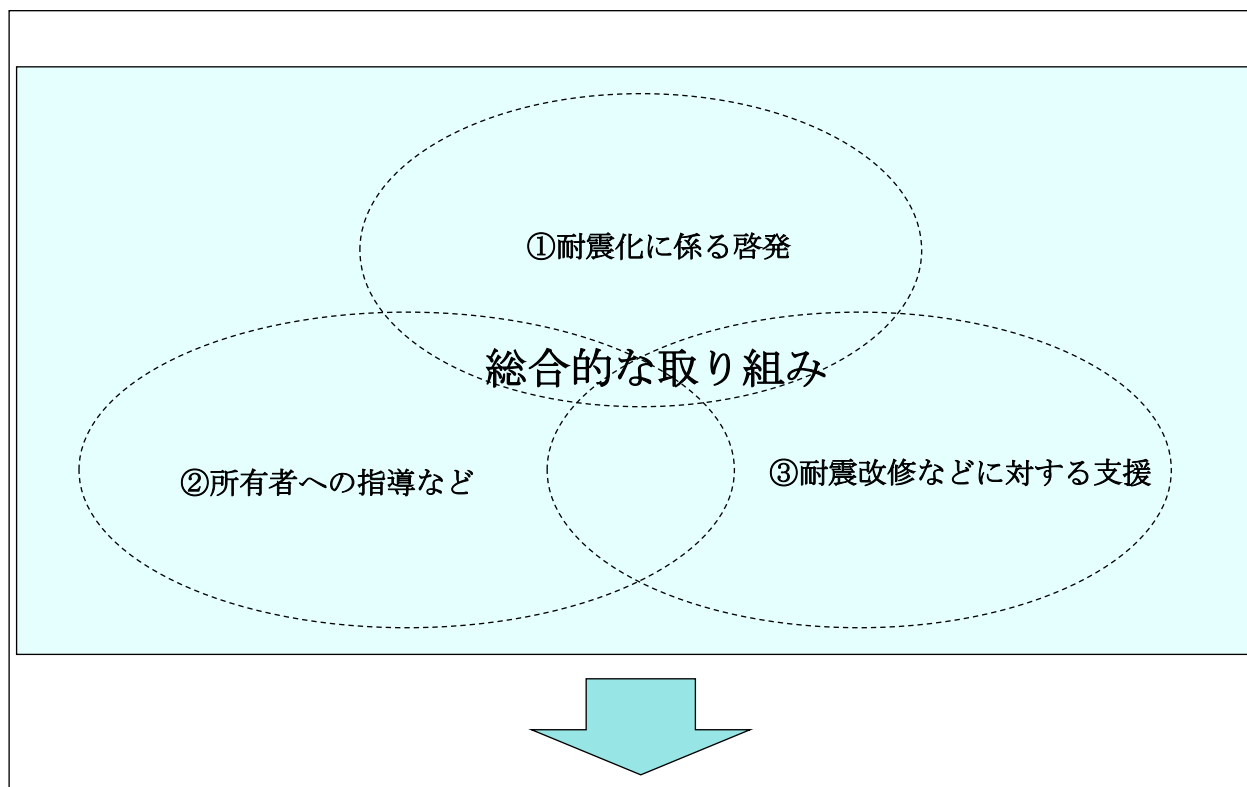
建築物の種類		総数	昭和56年以前の建築物		昭和57年 以降 の建築物	耐震性を有 する建築物	耐震化率	備考
				うち、耐震性 を有するもの				
1	学校	1	1	1	0	1	100.0%	
2	体育館	-	-	-	-	-	-	
3	ホテル	1	0	0	1	1	100.0%	
4	水泳場	-	-	-	-	-	-	
5	診療所	-	-	-	-	-	-	
6	庁舎	-	-	-	-	-	-	
7	福祉施設	1	0	0	1	1	100.0%	
8	会館・集会所	7	1	1	6	7	100.0%	
9	事務所	-	-	-	-	-	-	
10	作業所	-	-	-	-	-	-	
11	博物館	1	0	0	1	1	100.0%	
12	店舗	1	0	0	1	1	100.0%	
13	用途未定	-	-	-	-	-	-	
14	浄水場	-	-	-	-	-	-	
15	下水処理施設	-	-	-	-	-	-	
合計		12	2	2	10	12	100.0%	

4-2 民間住宅・建築物

4-2-1 民間住宅・建築物の耐震化の基本方針

民間住宅・建築物の耐震化を図るため、以下に示す３点から総合的に取り組むものとします。

- ①耐震化に係る啓発
- ②所有者への指導など
- ③耐震改修などに対する支援



住宅・建築物の耐震化の促進

耐震化に向けた総合的な取り組み

住宅・建築物の所有者は、地震防災対策が自ら安全につながるとともに、都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組むことが重要です。一方、住宅・建築物は、地域社会を構成する住民の生活基盤、企業などにおいては経済活動の基盤であり、その耐震性を向上することは災害に強い町づくりを行ううえで、不可欠です。そのため、耐震診断、耐震改修を促進するために必要な支援を検討するものとします。

4-2-2 民間住宅耐震化の方針

(1) 民間住宅の耐震化率の現状

民間住宅の耐震化率は、平成 28 年度第 1 回全道住宅建築物耐震改修促進会議で示された耐震性の数値（戸建て住宅にあっては昭和 56 年以前のストックの 24%（道内実績）、マンションにあっては 89%（道内実績）が耐震性を有する）を考慮したものを用いることとします。

現在、本町の民間住宅の耐震性を有する住宅は 422 棟であり、現状の耐震化率は 62.1%となります。

表 4-6 民間住宅の構造種別における耐震化の現状（「昭和 56 年以前の耐震改修率」を勘案）

住宅の 種類	総数			木造			非木造		
	S56 年以前		S57 年 以降	S56 年以前		S57 年 以降	S56 年以前		S57 年 以降
	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり	耐震性 なし	耐震性 あり	耐震性 あり
(耐震化率)		(76%)	(24%)	(100%)		(76%)	(24%)	(100%)	
戸建住宅	599	228	72	299	520	168	53	299	79
併用住宅	69	30	9	30	69	30	9	30	-
(耐震化率)		(11%)	(89%)	(100%)		(11%)	(89%)	(100%)	
共同住宅	12	-	-	12	9	-	-	9	3
合計	680	258	81	341	598	198	62	338	82

表 4-7 民間住宅の構造種別における耐震化の現状（「昭和 56 年以前の耐震改修率」を勘案）

住宅の種類	耐震性	木造		非木造		合計	
		棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)	棟数	割合 (%)
専用住宅	耐震性なし	168	24.7	60	26.3	228	33.5
	耐震性あり	352	51.8	19	5.1	371	54.6
併用住宅	耐震性なし	30	4.4	-	-	30	4.4
	耐震性あり	39	5.7	-	-	39	5.7
共同住宅	耐震性なし	-	-	-	-	-	-
	耐震性あり	9	1.3	3	25.0	12	1.8
合計	耐震性なし	198	29.1	60	23.3	258	37.9
	耐震性あり	400	58.8	22	5.2	422	62.1
	計	598	87.9	82	12.1	680	100.0

(2) 計画年における民間住宅の耐震化率

民間住宅の推移を改訂前の平成 27 年度の数値と比較すると、下表のとおり過去 5 か年で昭和 56 年ストックが 67%に減少しました。

今後とも、昭和 56 年以前のストックは減少することが想定されることから、5 年後の令和 7 年度における昭和 56 年以前のストックは 228 棟と想定します。また、昭和 56 年以前のストックのうち耐震性ありは 81 棟で、これらは令和 7 年度まで残存すると想定します。

以上をまとめると、令和 7 年度までに残存する耐震性なしの民間住宅は 147 棟と想定されます。

表 4-8 昭和 56 年以前ストックの推移と計画年における想定

項目	平成 27 年度	令和 2 年度	増減率	令和 7 年度
昭和 56 年以前ストック	504	339	67%	228

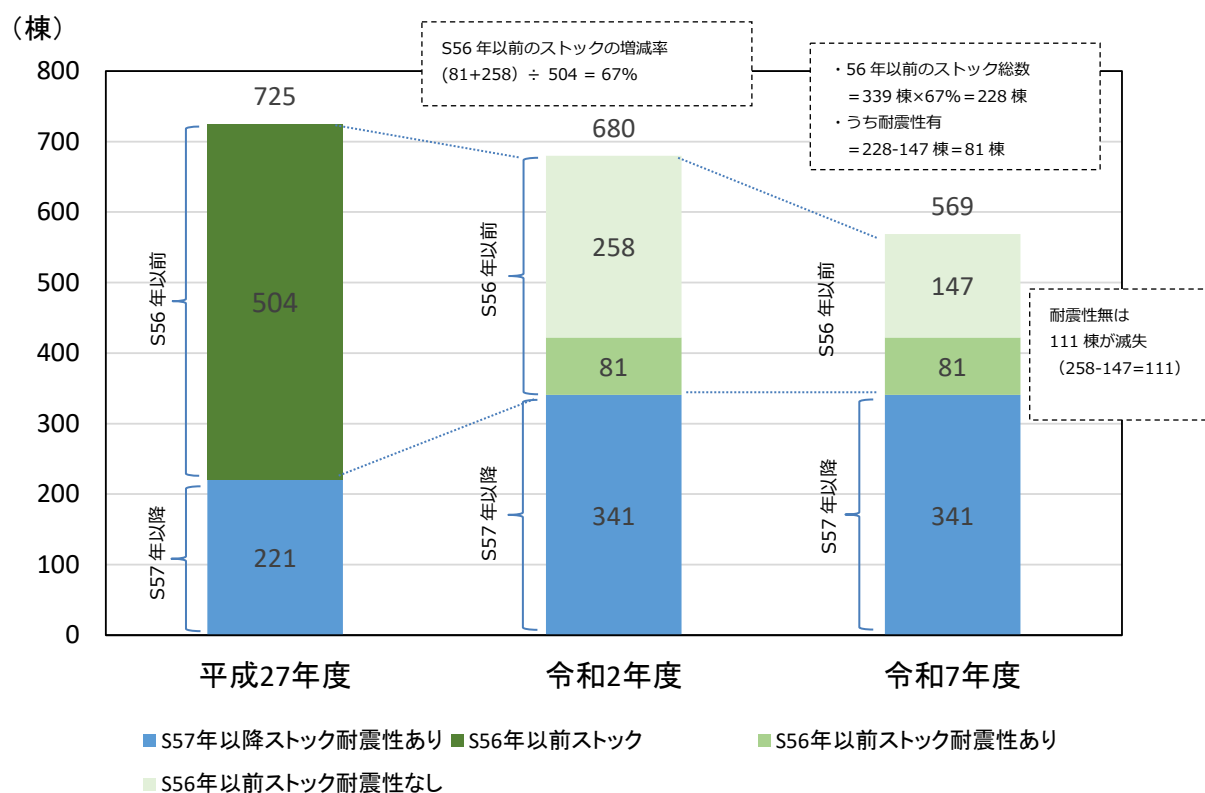


図 4-1 民間住宅の推移

(3) 民間住宅の耐震化の目標

本町の現在の住宅数は 680 棟で、このうち耐震性を有するものは 422 棟 (62.1%) です。また、令和 7 年度において耐震化が必要となる民間住宅は 147 棟と推定されます。

本計画における耐震化率の目標は、上位計画である「北海道耐震改修促進計画(令和 3 年 4 月)」の内容を踏まえ、令和 7 年度までに 95% (令和 12 年度、概ね解消) することとします。

このことから、令和 7 年度時点において目標値(耐震化率:95%)を達成するためには、将来的な滅失による建替分(111 棟)を除き、今後 5 年間で 119 棟程度の住宅の耐震化を図ることが必要となります(令和 12 年度、概ね解消のためには 147 棟の耐震化)。

なお、これら 147 棟の中には空き家となり利用可能性が低いものも含まれることも考えられることから、「空き家実態調査」を行い、利活用意向のないものについては除却(解体)する方針とします。

表 4-9 民間住宅の耐震化の目標

単位：棟

項目		令和 2 年度	令和 7 年度	備考
耐震性有り	S57 年以降ストック	341	341	—
	S56 年以前ストック	81	200	
	計	422	541	
耐震性無し	S56 年以前ストック	258	28	
合計		680	569	
耐震化率		62%	95%	

【参考】総務省「住宅・土地統計調査」による民間住宅の消失動向

本町においては平成 25～30 年において民間住宅が 725 棟から 680 棟と 33%減少しました。この状況について総務省「住宅・土地統計調査」をもとに北海道全体と比較しました。

昭和 56 年以前の民間住宅のストックは 5 年間で 87%（減少率 23%）の割合で減少してきましたが、最近 5 か年では 83%（減少率 27%）と減少の度合いが大きくなっています。

本町では、昭和 56 年以前の民間住宅のストックが最近 5 か年で 67%（減少率 33%）と北海道平均より若干高い傾向となっていますが、北海道も本町も減少率は概ね 3 割程度と判断することができます。

表 4-10 建築の時期別住宅数の推移

(単位；戸)

項目	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
昭和 35 年以前	86, 200	69, 600	54, 000	125, 000
昭和 36 年～45 年	179, 400	144, 600	116, 100	
昭和 46 年～55 年	517, 300	468, 200	424, 700	362, 500
昭和 56 年	63, 800	56, 100	51, 470	50, 360
昭和 56 年以前の計	846, 700	738, 500	646, 270	537, 860
昭和 57 年以降	1, 325, 600	1, 462, 100	1, 512, 430	1, 684, 540
不詳	82, 800	139, 600	187, 100	194, 100
計	2, 255, 100	2, 340, 200	2, 345, 800	2, 416, 500

出典：総務省「住宅・土地統計調査」

注：昭和 56 年の値は昭和 56～平成 2 年の 10 分の 1 を計上した。

注：計は各内訳の合計値であり統計で公表されている合計値とは合致しない。

表 4-11 建築の時期別住宅数の増減数及び率

(単位；戸、%)

項目	平成 15 年～20 年		平成 20 年～25 年		平成 25 年～30 年	
昭和 56 年以前	-108, 200	87. 2%	-92, 230	87. 5%	-108, 410	83. 2%
昭和 57 年以降	136, 500	110. 3%	50, 330	103. 4%	172, 110	111. 4%
不詳	56, 800	168. 6%	47, 500	134. 0%	7, 000	103. 7%
合計	85, 100	103. 8%	5, 600	100. 2%	70, 700	103. 0%

4-2-3 町有建築物の目標

町の所有する建築物については多くの建築物が、災害時には避難場所や応急活動の拠点として利用されることになっており、耐震性を確保することが求められています。

このため、耐震診断を早急に実施し、耐震性の確保されていない建築物については、計画的に耐震化に取り組むこととします。

このことから、耐用年数や将来計画、耐震診断の結果など、それぞれの施設の状況を踏まえ、建替え、耐震補強、用途廃止等の方針を定めながら、耐震化の促進に努めます。

4-2-4 民間の特定既存耐震不適格建築物の目標

民間の特定既存耐震不適格建築物には、事務所などがあります。

建築物所有者の理解と協力により耐震化を進め、目標達成に努めます。

第5章 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策

5-1 住宅・建築物の耐震化を促進するための施策の体系

(1) 耐震診断、耐震改修に係わる相談体制

北海道及び建築関係団体と相互に連携し、町民に対してきめ細かな相談対応が図れるよう、相談窓口を設置し継続運用していきます。

なお、相談窓口においては、耐震診断及び耐震改修のほか、住宅の一般相談やリフォームに関する相談にも対応できるような体制整備を進めます。

① 相談窓口の充実

耐震診断及び耐震改修など耐震化の促進に総合的に対応するため、役場環境整備課内に平成 21 年 4 月より開設している住宅相談窓口を継続します。

この窓口においては、耐震化に係る相談のみならず、木造住宅に関する一般的な相談やリフォームに関する相談など総合的な機能を有するものとしていきます。

また、上川総合振興局建設指導課、北方総合建築研究所(一財)北海道建築指導センターと連携により、専門家による窓口対応も実施できるものとしていきます。

なお、近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっていることも踏まえ、住宅の所有者が安心して耐震改修を行える適切な助言等を行っていきます。

② 相談員の資質向上

北海道及び(一財)北海道建築指導センターと連携し、定期的な住宅相談員担当職員研修会や住宅相談連絡会議等への参加・出席を通して、相談員の資質向上を図っていきます。

(2) 耐震診断及び耐震改修に係わる情報提供の充実

建築関係団体及び相談窓口などを通じて、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供や、地震防災パンフレット等の普及啓発ツールの配布など、耐震促進に係る情報の提供を行っていきます。

① 情報提供の充実

住宅・建築物の所有者や技術者向けの耐震診断及び耐震改修の講習会やセミナーなどの開催とともに、本計画で策定した「揺れやすさマップ」等も活用しながら、インターネットやパンフレット等多様な媒体を利用した幅広い情報提供などを行っていきます。

また、住宅相談窓口においては、耐震に関する情報にあわせ、住宅・建築物やまちづくりに関する多様な情報についての提供を行っていきます。

(3) 耐震診断及び耐震改修の促進のための所有者への支援

住宅・建築物の耐震化は一義的には所有者の責務として実施すべきと考えられ、その費用負担

が耐震化を阻害する一因となっているとも思われます。このため、所有者に対する支援の実施により、耐震診断及び耐震改修の促進を図っていきます。

① 住宅の耐震診断の実施

耐震化を進めるにあたっては、第一段階として耐震診断が必要となります。耐震診断には、簡易診断、一般診断、精密診断といった分類があり、このうち、一般的に普及しているものが簡易診断であり、所有者が自ら手順に従って実施できるものです。

この簡易耐震診断の促進に向け、役場の相談窓口において、平成 21 年 4 月より実施している「戸建て木造住宅の無料耐震診断業務（財団法人日本建築防災協会の診断ソフト（一般診断法）を使用）」の提供を継続していきます。

あわせて、広報誌やホームページにより情報提供を行い、耐震診断の促進を図っていきます。

② 住宅の耐震改修に係る支援

住宅の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判断された住宅においては、耐震改修を行う必要がありますが、所有者などに相当な費用負担が生じることから自主的な耐震改修が困難である状況も多いものと考えられます。

この状況を踏まえ、税制優遇措置や国・道の補助事業等を活用等により、所有者の負担の軽減を検討します。なお、平成 22 年度から 2 か年限定で町の「既存住宅耐震改修費補助制度」を創設・運用した経緯がありますが、利用者がいなかったことも踏まえ、今後は、住宅リフォーム助成制度とあわせた利用しやすい新制度の創設を検討していきます。

③ 空き家対策

民間住宅の空き家実態調査を実施し、空き家の耐震性、利活用意向を把握します。耐震性を有さず、利活用意向がないストックについては除却（解体）の推進について取組みます。

(4) 地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策の推進

住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラスなどの地震対策、天井崩落対策、エレベータの閉じ込め対策、家具の転倒防止対策など、地震時の総合的な住宅・建築物の安全対策を推進します。

また、地震に伴う崖崩れなどによる住宅・建築物の被害の軽減を図るため、敷地の安全対策についても進めていきます。

5-2 住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発及び知識の普及

(1) 防災のしおり等の活用

本計画の中で策定された「揺れやすさマップ」等の効果的な利用ほか、避難所や地震への備え、地震発生から避難・行動の流れが記載されており、町内の全戸に配布している「中川町防災のしおり（平成 26 年 11 月）」の活用を図っていきます。

(2) 住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成・配布

「防災のしおり」の作成・公表とあわせて、住宅・建築物の耐震診断や耐震改修などの必要性や効果について普及啓発を図ります。

その普及啓発に向けては、建築関係団体と連携して一般向けの普及啓発パンフレットやポスターなどの作成を行うとともに、相談窓口や住宅関連イベントなどを通じてこれらの配布を行っていきます。

(3) 一般向けセミナーなどの開催

住宅の耐震診断や耐震改修の必要性や効果についての知識の普及を図るため、建築関係団体などと連携し、一般向けリフォームセミナーなどを開催します。

また、リフォーム工事や増改築工事は、耐震改修を実施する好機であることから、これらの工事とあわせて耐震改修が行われるように、所有者などに対してリフォームセミナーなどの開催を通じて普及啓発を図っていきます。

(4) 町内会などとの連携

地域における町内会などは、災害時対応において重要な役割を果たすほか、平時における地震時の危険箇所の点検や住宅・建築物の耐震化のための啓発活動を行うことが期待されます。

また、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成など幅広い取り組みも必要となります。

このような地域単位の取り組みを支援する施策を講じることとし、北海道と連携し、住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの配布や必要な情報提供などを行っていきます。

第 3 期 中川町耐震改修促進計画

発行日	令和 3 年 3 月
発行	中川町 環境整備課
編集	〒098-2892 北海道中川郡中川町字中川 337 番地 TEL. 01656-7-2811（代表）
